

商品・役務区分の変更、類似群コードの変更 (国際分類 11-2020 版対応)

令和二年（2020年：子年）が始まりました。東京オリンピックの年、街に活気が溢れ、楽しい年になるよう期待したいですね。

さて、商標の世界においても年初め早々、「類似商品・役務審査基準」が国際分類 11-2020 版対応として一部改訂され、この1月1日以降の出願から適用されています。

ご存知のとおり、国際的な商品・役務の分類に関するニース協定に基づく区分は毎年のように大なり、小なり変更されます。これに伴い「類似商品・役務審査基準」も当該変更を反映したものに改訂されますが、更に、特許庁ではその機会に審査基準全体も見直し、一部、類似群コードを変更することがあります。

今年も「類似商品・役務審査基準」が改訂されましたが、商標の出願や調査にとって重要と思われる変更点は以下のとおりです。これ以外では「類似群コード」の変更（区分の移動、コードの新設・分離・統合）はなく、他はすべて商品・役務の表記の変更や参考英語訳の変更に関わるもので、出願や調査には影響ないものです。ただし、「類似商品・役務審査基準」に「参考」として掲載される国際分類におけるアルファベット順一覧表での商品・役務では一部変更がありますので、ご注意ください。詳細は、以下の特許庁サイトを参照ください。

- ・類似商品・役務審査基準

https://www.ipu.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/ruiji_kijun/ruiji_kijun11-2020.html

- ・国際分類におけるアルファベット順一覧表

https://www.ipu.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kokusai_bunrui/kokusai_bunrui_11-2020.html

*いずれも J-PlatPat の「商品・役務名検索」サイトからもアクセスできます。

< 「類似商標商品・役務審査基準」(国際分類 11-2020 版対応) >

*旧版（国際分類 11-2019 版対応）からの主な変更点。

(1)商品区分が変更されたもの（以下の区分変更は国際分類の変更に対応）

改訂前： **第30類** 「菓子」(30A01)

改定後： 「菓子」の一部の商品が第29類に移動。類似群コードは変更なし。

- ・ **第29類**：「菓子（果物・野菜・豆類 又はナッツを主原料とするものに限る。）」(30A01)

*本類似群の商品： 甘栗、甘納豆、いり栗、いり豆、焼きりんご、ゆで小豆

- ・ **第30類**：「菓子（果物・野菜・豆類 又はナッツを主原料とするものを除く。）」(30A01)

*本類似群の商品： 和菓子、洋菓子

〔 従来、第30類で和菓子に属する商品として記載されていた「甘栗、甘納豆、いり栗、いり豆、焼きりんご、ゆで小豆」は第29類に移動。 〕

なお、この変更に伴い指定商品の記載として従来認められていた「菓子」「○○を使用した菓子」等の表現は、該当する区分が不明確になるため認められなくなります。

*注：商品・役務の区分・類似群の変更は、出願の際の商品・役務の指定にも影響してきますので、今後とも「類似商標商品・役務審査基準」の改訂があった場合、自社のビジネスに関連する商品・役務の変更分はチェックされることをお奨めします。

(2)新たに商品・役務が追加されたもの

①第9類

改訂前： 「携帯情報端末」 (11B01、11C01)
*本類似群の商品： 腕時計型携帯情報端末、スマートフォン

改定後： 「携帯情報端末」 (11B01、11C01)
*本類似群の商品を以下に変更（従来の商品は1として、新たに下線部の2の商品を追加）

1 携帯情報端末
腕時計型携帯情報端末、スマートフォン

2 携帯情報端末の部品及び附属品
携帯情報端末用カバー、携帯情報端末用ケース、携帯情報端末用ストラップ
スマートフォン用カバー、スマートフォン用ケース、スマートフォン用ストラップ

*注： 2の「携帯情報端末の部品及び附属品」の商品記載は個々の出願の審査で従来も認められていたようですが、今回「格上げ」され、審査基準のなかで明記されたこととなります。

②第41類

改訂前： 「映画の上映・製作又は配給」 (41E02)
「演芸の上演、演劇の演出又は上演、音楽の演奏」 (41E03)

改定後： 以下の下線部の役務を追加。
「インターネットを利用して行う映像の提供、映画の上映・製作又は配給」 (41E02)
「インターネットを利用して行う音楽の提供、演芸の上演、演劇の演出又は上演、
音楽の演奏」 (41E03)

*注： 下線部の役務は、これまでも「オンラインによる映像の提供」（ダウンロード不可）、「オンラインによる音楽の提供」（ダウンロード不可）の表現で各類似群に属する役務の「参考表示」として掲載（国際分類の商品役務一覧表に掲載されていることで）されていますが、今般上記の表現で格上げ、明確に審査基準で特定されたこととなります。

(3)他に商品・役務の表示が変更されたことで、出願時の商品・役務指定で注意が必要なもの

改訂前： **第42類** 「デザインの考案（広告に関するものを除く。）」 (42P01)

改定後： （「広告に関するものを除く。」）が削除された
第42類 「デザインの考案」 (42P01)

*注： 従来、第35類で「参考表示」として掲載されていた「広告用材料のデザインの考案」(35A01)は、今回改訂の国際分類の商品役務一覧表では「広告用コンセプトの開発」の表現に変更されました。今後、第35類でも第42類でも「広告デザインの考案」といった役務の指定は不可（いずれに区分されるべきか不明確）となり、第35類では「広告用コンセプトの開発」(35A01)、第42類では「広告に関するグラフィックデザインの考案」(42P01)といった表現での指定となります。

ところで、類似群コードは商標調査では必須の検索項目ですが、類似群コード自体に変更があった場合、当該類似群コードの変更は、変更時点における出願中・登録存続中の商標は指定商品・役務の内容に応じてJ-PlatPatでも反映されます（例：01A01⇒01A01と01A02に分割の場合、01A02の対象商品が指定された商標では01A02に付け替えられる）。

従って、類似群コードの変更後は新しいコード（例：01A02）で検索しても変更時点の出願中・登録中の商標（出願時01A01の商品を指定）も摘出されます（但し、付け替え漏れがないとは限りませんの

で、念のため旧コード（例：01A01）でも検索することをお奨めします）が、出願消滅・登録消滅の商標は抽出されません。

また、類似群コードに属する商品・役務の区分が変更された場合、出願中・登録存続中いずれの商標も商品・役務区分は変更されませんので類似群コード自体に変更ない限り類似群コードでの検索には影響なく、旧区分・新区分の双方が抽出されます。しかし、類似群コードでなく、新しい商品・役務の区分で検索しますと、区分変更前の商標（旧区分のまま）は類似群コードが共通しても抽出されませんので注意が必要です。

以上、商品・役務の区分と類似群コードの変更につき紹介しましたが、長年出願や調査に携わってきた筆者にとっては、「類似群コード」は国際分類の区分変更にも柔軟に対応でき、大変便利であることを痛感しております。例えば、今回の改訂では、「30A01」で検索すれば、第 29 類での「甘栗、甘納豆」を指定した 2020.1.1 以降の出願と、第 30 類で「甘栗、甘納豆」を指定したそれ以前の出願が抽出され、区分の移動は気にしないですみます。この点、外国商標の調査では、例えば、「甘栗」にかかる商標を検索するとなると、従来の第 30 類、新たな第 29 類の双方を検索しなければなりません。その分、ヒット件数・ノイズも多くなり、調査結果の分析も厄介になりますね。

以上

(2020 年 1 月)

弁理士 笹木 幸雄

〔 日本パテントデータサービス株式会社
ブランディング部 顧問 〕